# 第2章 平常時の準備

災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から建築物等における石綿使用状況の情報(又は石綿を使用している可能性のある建築物等の情報)を把握しておく必要がある。環境局及び関係局は、所管部署と連携して情報を共有・整理し、応急対応に必要な資機材を確保する。また、環境局及び関係局は本市の職員、解体等工事業者、廃棄物処理業者等に対し、石綿に関する情報の周知を行うとともに、住民に対する普及啓発に努める。

# 1 把握の対象とする石綿含有建材

把握の対象とする石綿含有建材を表 2. 1に示す。

段階	工程・記載章	対象とする石綿含有建材の種類				
		石綿含有 吹付け材 (レベル1)	石綿含有保温材等 (レベル2)		石綿含有	石綿含有 成形板等
			煙突断熱材	その他	仕上塗材	(レベル3)
平常時	石綿使用建築物等 の把握【第2章】	優先順位 1	優先順位1	優先順位2	優先順位 3	

表2. 1 把握の対象とする石綿含有建材

出典:石綿ばく露飛散漏えい防止マニュアル

建築物等の倒壊・損壊により露出した場合に、飛散するおそれが高い石綿含有吹付け 材を最も優先的に把握する。

また、石綿含有保温材等も可能な限り把握することとし、特に、石綿を含有する煙突断熱材は煙突の倒壊・損壊により石綿が露出し、飛散するおそれが比較的高いと考えられるため、石綿含有吹付け材と同様に優先的に把握する。

石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材については、建築物等の改造・補修時に行った事前調査結果の報告内容を整理しておくなど、可能な範囲で把握の対象とすることが望ましい。

## 2 アスベスト調査台帳等の情報の共有・整理

#### (1) アスベスト調査台帳

環境局大気環境対策課は、住宅都市局建築安全推進課よりアスベスト調査台帳に記載されている内容のうち、石綿含有吹付け材の使用の可能性のある建築物の推定に用いる情報の提供をうける。

# (2) 建築確認台帳

環境局大気環境対策課は、住宅都市局建築審査課より、建築確認台帳に記載されている内容のうち、石綿含有吹付け材が使用されている又はその可能性のある建築物の推定に用いる情報の提供をうける。

石綿使用の可能性のある建築物の推定に用いる情報とは、建築物の建築時期及び構造等の情報をいう。

# (3) 固定資産課税台帳

環境局大気環境対策課は、財政局固定資産税課より、固定資産課税台帳に記載されている内容のうち、石綿使用の可能性のある建築物の推定に用いる情報の提供をうける。

石綿使用の可能性のある建築物の推定に用いる情報とは、建築物の建築時期及び構造等の情報をいう。

## (4) 市有建築物におけるアスベスト使用施設の現況調査

環境局大気環境対策課・住宅都市局企画保全課は、市有建築物におけるアスベスト 使用施設の現況調査を継続的に実施していく。

平成17年度以降、市有建築物におけるアスベスト使用施設の現況調査を実施しており、これを継続して実施していく。

#### (5) 大気汚染防止法の届出履歴

環境局大気環境対策課・各区保健福祉センター公害対策課は、特定粉じん排出等作業実施届出書に基づき、石綿使用の可能性がある建築物の一覧を作成する。

特定粉じん排出等作業実施届出により、石綿の囲い込み・封じ込めが実施された建築物を把握することができる。これらの建築物は、倒壊などにより石綿飛散のおそれがあることから、平常時より把握しておく。

# (6)一覧の作成

環境局大気環境対策課及び関係所管課等は、(1)~(5)までに得た情報及び指 定避難所・学校などの情報をもとに、石綿露出状況調査及び環境モニタリングの優先 度が高い地域がわかるよう取りまとめる。

アスベスト調査台帳などの情報をもとに作成した石綿使用の可能性がある建築物の一覧及び、指定避難所・学校など災害時に人の集まる施設の一覧をもとに作成する。 これは「第3章 災害発生時の応急対応」における露出状況の調査における調査地域の決定及び、「第4章 環境モニタリング」におけるモニタリング場所の決定に使用する。

# 3 災害時に必要な資機材の確保

## (1) 住民・ボランティア向け防じんマスクの確保

環境局大気環境対策課は、住民向けに配布するための、スポーツ市民局市民活動推 進センターは、ボランティア向けに配布するための、防じんマスクを確保する。

環境局大気環境対策課及びスポーツ市民局市民活動推進センターは、「第3章 災害発生時の応急対応」において配布することとなる防じんマスクの確保を行う。なお、住民やボランティア向けに配布する防じんマスクは、使い捨て式防じんマスク(DS2以上)もしくはこれと同等以上のものとする。

#### (2)応急対応等に必要となる資機材の確保

各局室は、職員が実施する災害時対応において必要となる資機材を確保する。

各局室は、職員が実施する災害時対応において必要となる防護服・防じんマスクなどの資機材の確保を行う。災害時対応とは、市有建築物の状況確認など発災後の被災

状況の確認や災害ガレキの処理などをはじめとした災害時の対応をいう。

「第3章 災害発生時の応急対応」に記載されている各区保健福祉センター公害対策 課が実施する露出状況の調査に必要となる資機材については、環境局大気環境対策課 において確保を行う。

これらの資機材の取り扱い方法について、平常時から確認しておくことが望ましい。 参考として、下図に石綿取扱いにおける保護具の基準を示す。

₽E	石綿等の除去等の作業			
作業	(吹き付けられた石綿等の			
	しくは囲い込み、石綿語	石綿含有成形板等		
作業場所	負圧隔離養生及び	負圧隔離養生及び隔離養生 (又は負圧隔離及び隔離養生措 除去等を行う作業場)	及び石綿含有仕上 塗材の除去等作業を 行う作業場で石綿等	
	隔離養生(負圧不要)	And the state of t	石綿等の切断等を伴わ	の除去等以外の作業
	の内部		ない囲い込み/石綿含	を行う場合
			有成形板等の切断等を	
			伴わずに除去する作業	
	**	*	*	*
呼	電動ファン付き呼吸用保護	電動ファン付き呼吸用保護具又	取替え式防じんマスク	取替え式防じんマスク
吸	具又はこれと同等以上の性	はこれと同等以上の性能を有す	(RS2 又は RL2)	又は使い捨て防じん
吸用保護具	能を有する空気呼吸器、酸	る空気呼吸器、酸素呼吸器もし		マスク
護目	素呼吸器もしくは送気マス	くは送気マスク又は取替え式防じ		
24	ク	んマスク (RS3 又は RL3)		
		(区分①~③)		
U 3	(区分①)	6	(区分①~④)	(区分①~④等)
保護衣	フード付き保護衣	保護衣又は作業着	保護衣又は作業着	

区分	呼吸用保護具の種類				
区分①	<ul> <li>・面体形及びルーズフィット形(フードをもつもの)の電動ファン付き呼吸用保護具(粒子捕集効率 99.97%以上(PL3 又は PS3)、漏れ率 0.1%以下(S級)、大風量形)</li> <li>・複合式エアラインマスク(プレッシャデマンド形)</li> <li>・送気マスク(プレッシャデマンド形エアラインマスク、一定流量形エアラインマスク、電動送風機形ホースマスク)</li> <li>・自給式呼吸器(空気呼吸器、圧縮酸素形循環式呼吸器)</li> </ul>				
区分②	・全面形面体を有する取替え式防じんマスク(粒子捕集効率 99.9%以上、 RS3 又は RL3)				
区分③	・ 半面形面体を有する取替え式防じんマスク(粒子捕集効率 99.9%以上、 RS3 又は RL3)				
区分④	<ul><li>・ 取替え式防じんマスク(粒子捕集効率 95.0%以上、 RS2 又は RL2)</li></ul>				

図2. 1 石綿取扱いにおける保護具の基準

出典:石綿ばく露飛散漏えい防止マニュアル



図2.2 使い捨て防じんマスクの例



図2.3 防じんマスクの例

出典:石綿ばく露飛散漏えい防止マニュアル

## 4 平常時からの普及啓発及び対策

# (1) 市民・事業者向けの周知・普及啓発

環境局大気環境対策課は、平常時から解体等工事業者等に対して、講習会等の機会を通じて石綿の飛散・ばく露防止対策について周知するとともに、住民に対し、広報紙やホームページ等を通じ、石綿に関する情報の普及啓発に努める。

住宅都市局建築安全推進課は民間建築物の所有者に対して、除去などの吹付け石綿 対策についての啓発を行う。

## (2) 職員向けの周知・研修など

環境局大気環境対策課は、平常時から各局室に対して、本マニュアル及びそのほか 石綿に関する情報について周知する。

また、各区保健福祉センター公害対策課に対して、災害時の応急対応について研修を行う。

災害発生時の応急対応の際、各区保健福祉センター公害対策課の職員が石綿の露出 状況調査を実施する為、調査方法や測定機器等について、定期的に研修を行う。

## (3) 市有建築物の確認調査

各局室の市有施設の管理者は、定期的に石綿含有建材の状態を監視する。特に、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等は、飛散性が高いため、優先的に把握、監視を行う。著しい劣化、損傷等により石綿が飛散するおそれが確認された場合には、速やかに応急措置を実施し、除去等を早期に実施する。

石綿の除去について、施設の改造、補修、解体などにあわせて実施するなど、施設の状況に応じて計画的に実施する。